

## 6・1 海賊問題

### 6・1・1 海賊の発生状況（主としてIMB海賊レポート情報による）

2025年における海賊事案は137件であり、2024年の116件に較べ21件増加した(資料6-1-1-1)。

海賊多発地域別としては、シンガポール海峡が1位の80件、インドネシア9件と(2024年は1位シンガポール海峡43件、2位インドネシア23件)シンガポール海峡が突出している。

2025年は2024年と比較すると海賊発生件数は増加したが、人的被害は88名(2024年151名)、人質数が46名(2024年126名)と大幅減となった(資料6-1-1-2)。

多くの人質被害が発生した海域はソマリア沖の26名(2024年50名)であった(資料6-1-1-3)。

#### 1. アデン湾・ソマリア周辺海域

紅海を含むアデン湾・ソマリア周辺海域の海賊による事案は、2011年の236件をピークに2012年以降から激減し近年はほぼ0件であったが、2023年12月に1隻、2024年3月に1隻とハイジャック事案が発生し、他にも乗りこみ事案が発生した。

ソマリアの海賊は母船を使って沿岸から100海里以上離れた船舶を襲う能力を有しており、最近の事案はいずれも、ソマリア沖400マイル以遠の大洋で発生した。

ソマリアの海賊は自動小銃やRPG(ロケット推進手榴弾)などで武装しており、母船から高速で航走可能な小型ボート(スキフ)を展開することがある。母船としては、ハイジャックしたダウ船が使用される場合がある。

2025年には、3隻がハイジャックされたものの後にEU艦艇がこれら3隻の船舶を奪還・解放し、乗組員も全員解放された。

各国政府は継続して海賊対処活動を実施しており、商船に対してはベストマネジメントプラクティス(BMP)の徹底や、遠洋においても民間武装ガードの採用を推奨するなど広範な海域における海賊の脅威への対策を呼びかけている。

#### 2. アフリカ海域

東西アフリカ海域では、2025年は29件(西アフリカ海域21件、ソマリア沖5件、モザンビーク沖3件)であり、このうちの西アフリカ海域は2024年の18件から微増となった。海賊への脅威は依然として存在しており、引き続き適切な海賊対策と襲撃への警戒が必要である。

過去最多の海賊発生を記録していたナイジェリアでは政府が2021年6月に海賊対処活動、Deep Blue Projectとする対処活動を開始したところ、2024年の事案発生は1件、2025年は4件と低い水準に抑えられている。

アフリカでは、過去に沿岸から最大300海里まで事案が報告されているため、船舶は沿岸の到着予定時刻を調整するか、沿岸から300海里以上離れた場所で待機・漂流・通過することが推奨されている。

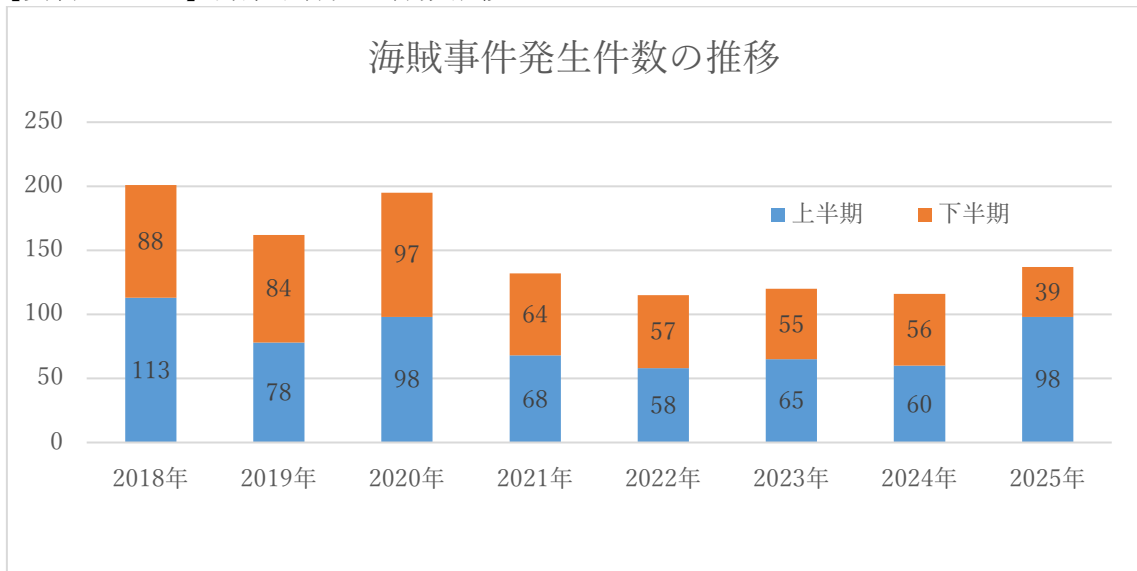
### 3. 東南アジア地域

東南アジアにおける海賊発生件数は95件であった。インドネシアでは9件(2024年22件)、バングラディッシュで6件(2024年14件)と減少傾向にある一方で、シンガポール海峡は80件(2024年43件)と域内で突出している。当地域での事案のほとんどが、航行中或いは錨泊中の船舶に乗り込んだうえでの、窃盗である。

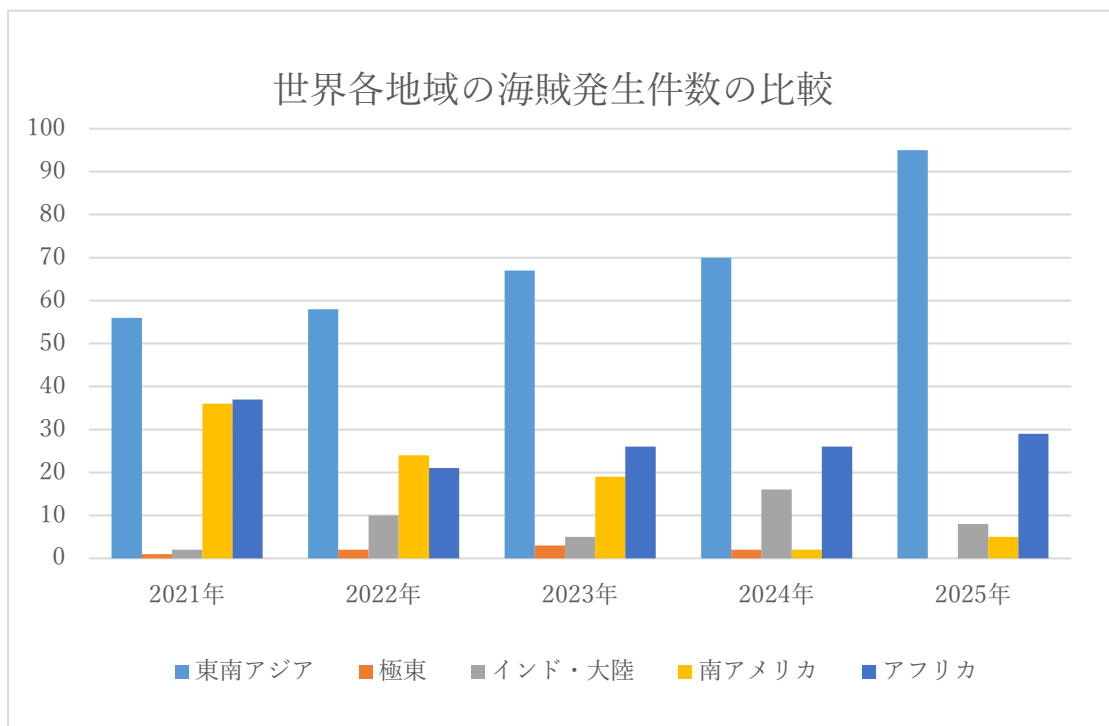
強盗は特に夜間に船に乗り込むことが多く、乗組員がこれに気づくと逃亡することが多いため、船舶は警戒を怠らず、十分な監視と対策を継続することが推奨される。

本海域においては、2025年の事例は2024年同時期と比べ2倍以上に増加しており、警戒が必要である。

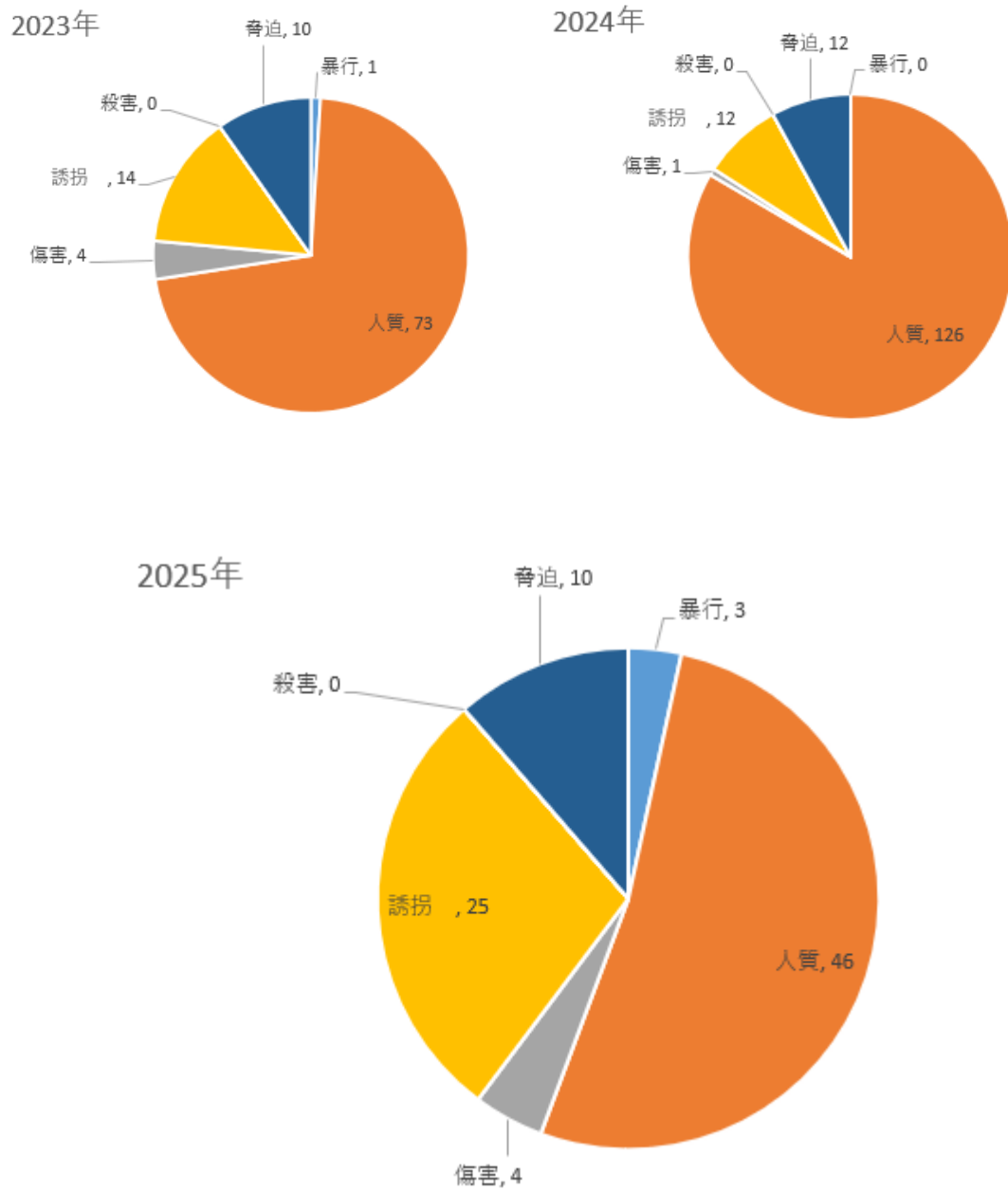
【資料 6-1-1-1】 海賊事件発生件数推移



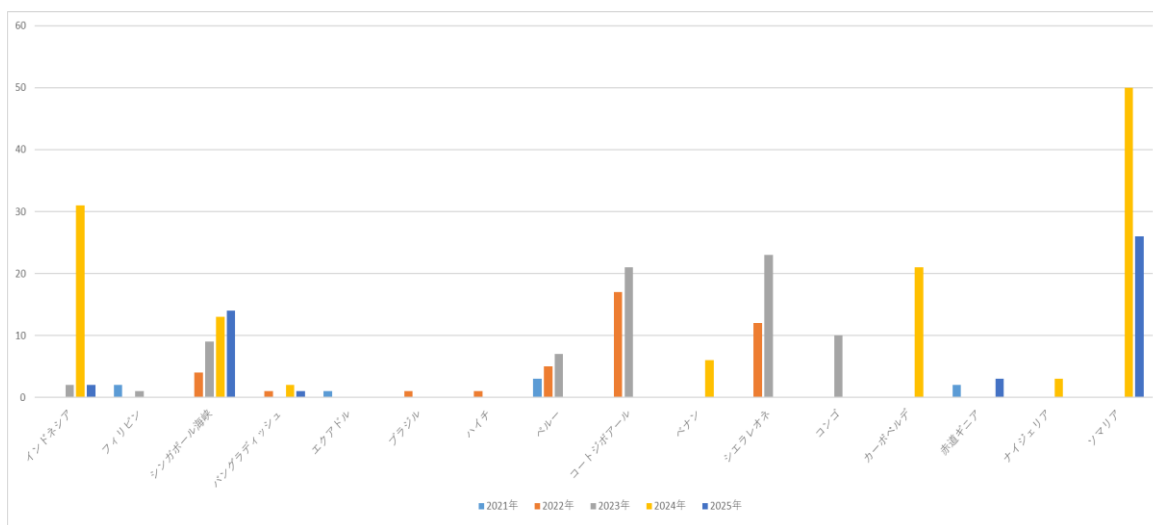
【参考】 世界各地域の海賊発生件数の比較



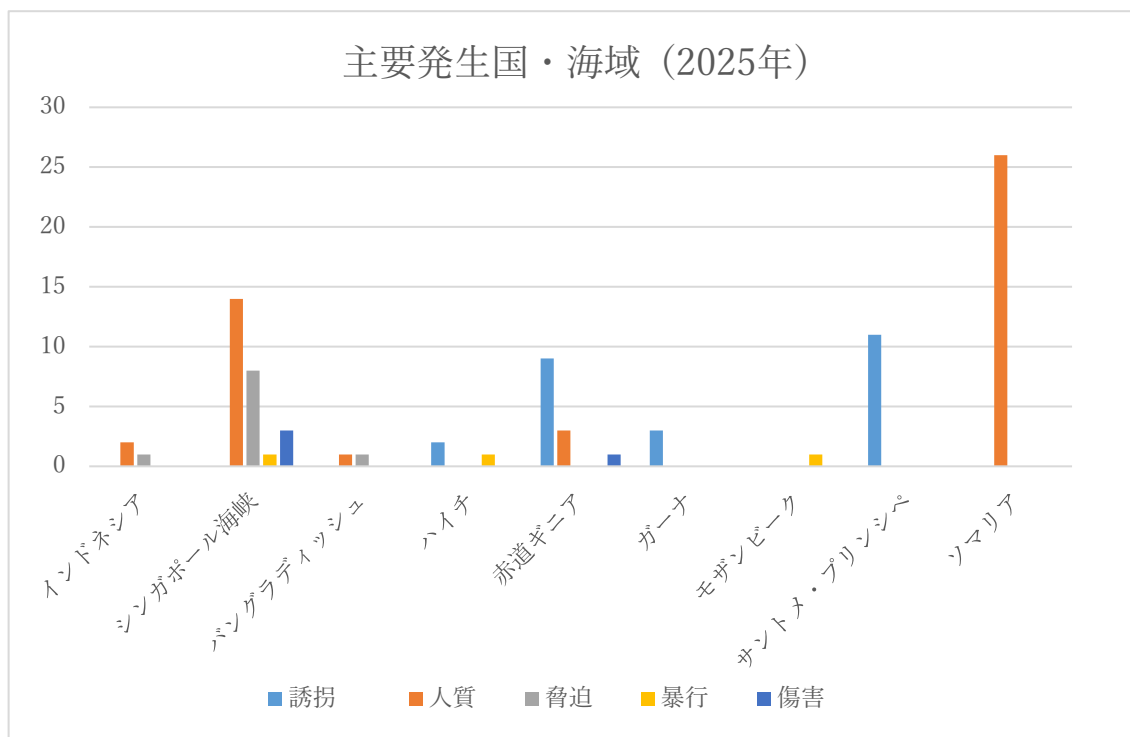
【資料 6-1-1-2】 乗員・乗客の被害状況(過去 3 年比較)



【資料 6-1-1-3】 人質被害数の比較



【参考】主要発生国・海域



## 6・1・2 当協会の活動とわが国の海賊対処活動

### 1. 当協会の要望活動

従来は日本籍船に対して有効な海賊対策の手段となる民間武装警備員(武装ガード)を乗船させることができずにいた。当協会は武装ガード乗船の必要性について長年、主張してきた。

その結果、2013年11月30日に「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が成立し、日本籍船に武装ガードが乗船することが可能となった。

同法施行規則では大型タンカーに限定されていたが、2022年12月1日の改正により、小麦、大豆、塩、鉄鉱石、石炭、ナフサ、液化石油ガス及びメタノールを輸送する船舶として対象が拡大された。

### 2. アデン湾におけるわが国の海賊対処活動

2009年7月24日に海賊行為の処罰および海賊行為の対処に関する新法が施行されてから、自衛隊によるエスコート式の直接護衛が実施されていたが、2013年12月より、自衛隊もCTF151(第151連合任務部隊、2022年6月にCTG151:第151連合任務群に組織改編)へ参加することになり、従来のエスコート方式による直接護衛に加え、他国の海軍と共同してエリア護衛(ゾーンディフェンス)も実施している。

これにより、より広域での海域監視活動が可能となったことから、アデン湾における海賊に対する大きな抑止力となっている。

### 3. アデン湾に於ける護衛活動実績

2025年の海上自衛隊による護衛活動実績は、1月1日から12月31日の集計で、護衛回数0回、護衛船舶数は0隻であった。なお、日本関係船はアデン湾から紅海に至る海域の航行を行っていない。(海賊対処法に基づく護衛開始以来の累計3,955隻、以下同)

他方でCTF151によるゾーンディフェンスについては、1月1日から12月31日の集計で活動日数が227日、確認した商船隻数が約853隻(累計35,743隻)であった。

また、護衛艦とともにアデン湾で哨戒を実施しているP-3C哨戒機の活動は、飛行回数148回、飛行時間960時間、確認した商船5,073隻(累計3,517回、25,030時間、291,960隻)、商船および関係機関への情報提供は186回に達した。(累計16,591回)

### 4. アデン湾に於けるわが国の海賊対処活動に対する当協会の支援活動

地中海とインド洋の結節点であるアデン湾は国際海運にとって重要な交通路であり、ジブチ共和国を拠点とした自衛隊による海賊対処行動はわが国商船隊の航行安全維持と物資の安定輸送に欠くことのできない活動との認識から、当協会は護衛艦等の出国および帰国行事へ参加してきた。

当協会は2020年のコロナウィルス感染症の世界的な蔓延に伴う渡航制限および感染症対策もあり、自衛隊の拠点のあるジブチ訪問を自粛していたが、2023年に再開した。

2024 年は中東情勢の悪化により、再びジブチ訪問を見送ることとなったが、2025 年 4 月には明珍会長を団長とする訪問団が、ジブチの自衛隊拠点を訪れ、航空隊を含む各隊員に感謝の言葉を直接伝えた。

なお、ジブチへの寄港を中断していた護衛艦「むらさめ」に関しては、任務終了後、帰港した際に明珍会長が隊員に感謝の言葉を伝えた。

また、11 月 26 日には長澤会長が防衛省、海上保安庁をはじめとする関係者を招いた「海賊対処行動感謝の集い」において、多くの出席者に感謝の言葉を伝えた。

当協会は参加可能な会員により、護衛艦の出国・帰国行事に出席している。

**【2025 年の護衛艦出国および帰国行事への参加実績】**

派遣海賊対処行動水上部隊出国行事への参加回数 3 回(第 50、51、52 次隊)

派遣海賊対処行動水上部隊帰国行事への参加回数 3 回(第 49、50、51 次隊)